

改 正 後	現 行
(空港の要件) 第8 積替えは、(1)に掲げる空港を仕向地とする指定密閉形コンテナについて、 (2)に掲げる空港において行うことができるものとする。 (1) 新千歳空港、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、 福岡空港、那覇空港 (2) <u>新千歳空港</u>、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、 福岡空港、鹿児島空港、那覇空港	(空港の要件) 第8 積替えは、(1)に掲げる空港を仕向地とする指定密閉形コンテナについて、 (2)に掲げる空港において行うことができるものとする。 (1) 新千歳空港、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、 福岡空港、那覇空港 (2) 新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、鹿 児島空港、那覇空港